

中条町・黒川村 合併協議会だより



○編集発行：中条町・黒川村合併協議会事務局 〒959-2693 北蒲原郡中条町新和町2番10号
TEL 0254-43-6327 FAX 0254-43-6328 メールアドレス hokubugo@iplus.jp
ホームページアドレス <http://www.town.nakajo.niigata.jp/gappei/>



市長職務執行者に選任された布川村長が挨拶

市長職務執行者に布川村長を選任

― 市長が選出されるまでの間、一定の市長職務を遂行―

七月二十八日(木)に、ロイヤル胎内パークホテルにおいて、中条町・黒川村合併協議会第十回会議が開催され、胎内市の市長職務執行者に、布川陽一黒川村長が選任されたことが報告されました。市長職務執行者は、地方自治法施行令において、両町村長の協議により定めるところと規定されています。また、市長職務執行者になった者が、現職のまま新市の首長選挙に立候補できないことになっています。

六月二十四日、法の規定に基づき、両町村長が市長職務執行者を選任する協議を行い、布川村長が選任されました。

なお、市長職務執行者は、合併日から市長が選出されるまでの間、職員の任免や暫定予算()の調製・執行などの職務を行うこととなります。

暫定予算とは

暫定予算とは、地方自治法二二八条に定められている臨時的な会計上の措置で、一会計年度中の一定期間において必要最小限度の経費の支出を可能にさせる予算のことをいいます。

20ヶ月にわたる合併協議終了

- 中条町・黒川村合併協議会解散へ -

平成15年度から約20ヶ月にわたり協議を続けてきた合併協議会は、所定の協議を終了したことにより合併の前日をもって廃止することを確認しました。

胎内市に向けて

副会長 黒川村長 布川 陽一

中条町と黒川村が合併の協議を始めてから1年8ヶ月、振り返ってみますと、全てが順調にきたわけではなく、様々な意見があり、難航した時期もありました。

両町村の住民の皆様のご理解、ご協力はもとより、合併協議会委員、両町村の議会議員の皆様をはじめ、多くの関係者に深く感謝申し上げます。

お互いの歴史の中で、四季折々の美しい自然に彩られ、飯豊連峰を源とする母なる川、胎内川という恵の恩恵を受け、それぞれの町村が発展してきたわけですが、今後は「胎内市」として発展することを祈念して、ご挨拶いたします。

会長 中条町長 丸岡 隆二

この度、合併の諸準備も整い、合併協議会がその役目を無事終えることができましたことは、ひとえに関係各位のご尽力並びに住民の皆様のご理解の賜であり、心より感謝申し上げます。

合併は、真の豊かさを実現するための手段であり、両町村がもつ特性や資源を活用し、新しいまちづくりを行うことが目的であります。

お互いの伝統や歴史、文化を継承し、お互いを尊重しながらともに手を取り、新たな歴史の1ページを開かなくてはなりません。

胎内市民の皆様にとって、合併して良かったと深く実感していただける夢のあるまちづくり「自然が活きる、人が輝く、交流のまち・胎内市」の実現を目指して邁進することを祈っております。

第10回協議内容

【報告事項】

報告第十二号

新市における事務組織及び機構の整備方針の変更について

第8回会議に提示された胎内市の事務組織について、市長部局に二係（車輛管理係、福祉庶務係）、教育長部局に一係（給食センター係）を追加し、これに係る整備方針の一部を変更したことが報告されました。

報告第十三号

指定金融機関の内定について

指定金融機関の取扱いについては、両町村の例を基本に一つの金融機関を指定することが確認されていきました。両町村の現行の金融機関と協議を行った結果、株式会社北越銀行を新市の指定金融機関に内定したことが報告されました。

報告第十四号

合併協定書における要調整項目の具体的調整内容について

合併協定書の方針において、「合併時まで調整する」や「合併時に両町村の例により統合する」などとしていた事項について、具体的に調整された内容が報告されました。

報告第十五号

市長職務執行者の選任について

胎内市の市長職務執行者には、地方自治法に基づく両町村長協議により布川陽一村長が選任されました。

【協議事項】

議案第十五号

行政制度調整「調整方針等の変更」について（その3）（確認）
原案のとおり確認されました。

（介護保険料）

・督促手数料について、合併時に中条町の例により統一する。

議案第十六号

中条町・黒川村合併協議会の廃止について（確認）

合併に関する協議及び新市建設計画策定並びにその事務の一切が完了したことに伴い、2町村の合併の前日（平成十七年八月三十一日）をもって、協議会を廃止することが確認されました。

なお、協議会の廃止にあたっては、地方自治法の規定により関係する町村議会の議決が必要となることから、中条町議会では八月九日、黒川村議会では八月五日にそれぞれ合併協議会廃止議案が可決されました。

中条町・黒川村の合併推進に関する経過

○平成15年度

平成15年	11月13日	中条町・黒川村町村合併研究会を設置
平成15年	11月13日	第1回町村合併研究会を開催
平成15年	11月17日	第2回町村合併研究会を開催
平成15年	11月27日	第3回町村合併研究会を開催
平成15年	12月	住民説明会を開催
平成15年	12月18日	第4回町村合併研究会を開催
平成15年	12月25日	中条町・黒川村任意合併協議会を設置
平成15年	12月25日	第1回中条町・黒川村任意合併協議会を開催
平成16年	1月28日	第2回中条町・黒川村任意合併協議会を開催
平成16年	1月	新市建設計画基礎調査（まちづくりアンケート）を実施
平成16年	2月26日	第3回中条町・黒川村任意合併協議会を開催
平成16年	3月4日	新潟県合併重点支援地域指定
平成16年	3月26日	第4回中条町・黒川村任意合併協議会を開催

○平成16年度

平成16年	4月28日	第5回中条町・黒川村任意合併協議会を開催
平成16年	5月24日	第6回中条町・黒川村任意合併協議会を開催
平成16年	5月26日	「市町村の合併の特例に関する法律」の一部改正
平成16年	6月30日	第7回中条町・黒川村任意合併協議会を開催
平成16年	7月14日	第8回中条町・黒川村任意合併協議会を開催
平成16年	7月	住民説明会を開催
平成16年	8月25日	第9回中条町・黒川村任意合併協議会を開催
平成16年	9月7日	中条町議会「中条町・黒川村合併協議会設置議案」を可決
平成16年	9月17日	黒川村議会「中条町・黒川村合併協議会設置議案」を可決
平成16年	9月17日	中条町・黒川村合併協議会（法定協議会）を設置
平成16年	10月13日	第1回中条町・黒川村合併協議会を開催
平成16年	11月12日	第2回中条町・黒川村合併協議会を開催
平成16年	12月22日	第3回中条町・黒川村合併協議会を開催
平成17年	2月3日	第4回中条町・黒川村合併協議会を開催
平成17年	2月15日	第5回中条町・黒川村合併協議会を開催
平成17年	2月	住民説明会を開催
平成17年	3月1日	合併協定調印式を挙行
平成17年	3月8日	中条町議会並びに黒川村議会「廃置分合議案」を可決
平成17年	3月15日	新潟県知事へ廃置分合（合併）申請
平成17年	3月25日	第6回中条町・黒川村合併協議会を開催

○平成17年度

平成17年	5月30日	第7回中条町・黒川村合併協議会を開催
平成17年	6月21日	第8回中条町・黒川村合併協議会を開催
平成17年	6月28日	第9回中条町・黒川村合併協議会を開催
平成17年	7月15日	新潟県議会「廃置分合議案」を可決
平成17年	7月21日	廃置分合の県知事決定（総務省へ届出）
平成17年	7月28日	第10回中条町・黒川村合併協議会を開催

（以下、予定）

平成17年	8月21日	中条町閉町記念式典
平成17年	8月23日	黒川村閉村記念式典
平成17年	9月1日	胎内市施行



胎内市『市章』デザイン最優秀賞の贈呈

受賞者の声

このような賞をいただき、たいへん光栄に思っております。

このデザインは、青は日本海、緑は櫛形・飯豊に代表される豊かな自然、白い三日月は母なる胎内川、オレンジ色の小円は勢いよく上昇する朝日を意味します。私のデザインが意味していますよつな豊かな自然と、そこに住む人々が安心して暮らしていけるような地域になっていただきたいと思います。



第九回会議において決定した胎内市『市章』の作者である片桐慎一郎さん（新潟市在住）に最優秀賞の贈呈が行われました。

お知らせ

合併に伴う登記事務の取扱いについて （法務局からお知らせ）

1. 登記の管轄について

合併に伴う不動産登記及び商業・法人登記の管轄区域の変更はありませんので、各種登記の申請を始め、登記事項証明書、地図の写し、印鑑証明書の交付等の登記事務は従来どおり新発田支局で取扱いします。

2. 不動産登記簿の所有者、抵当権者の住所の表示について

所有者、抵当権者の住所の表示については、不動産登記規則の規定により新市名（胎内市）に変更されたものとみなされますので、変更手続きの必要はありません。

3. 不動産登記簿の所在欄、商業・法人登記簿の本店・支店欄及び役員等の住所の表示について

不動産登記簿の所在欄、商業・法人登記簿の本店・支店欄及び役員等の住所の表示については、法務局で新市名（胎内市）への変更を行いますので、変更手続きの必要はありません。

【お問い合わせ先】新潟地方法務局新発田支局
〒957-8503 新発田市新富町1丁目1番20号
TEL 0254 - 24 - 7101



胎内市役所
ガイドブック
について
先日発行した『胎内市役所ガイドブック』では、具体的調整内容も盛り込んで、新市の制度をご案内していただきますので、ぜひご覧ください。

法手続きもまもなく完了

平成十七年三月の中条町・黒川村による合併申請に基づき、七月十五日に新潟県議会（写真）において、両町村の廃置分合（合併）議案が可決されました。
七月三十一日には新潟県知事の決定がなされ、同日付けで総務大臣へ届出が行われました。
この後、総務大臣告示により法律に基づく手続きは全て完了し、九月一日、胎内市が誕生します。



胎内市誕生まで
あと20日です

（平成17年8月12日時点）

今回をもちまして合併協議会だよりは最終号となりました。長期間ご覧いただきありがとうございました。

中条町・黒川村合併協議会事務局

〒959-2693 中条町新和町2番10号（中条町役場内）
TEL 0254-43-6327 FAX 0254-43-6328
E-mail hokubugo@iplus.jp
URL : <http://www.town.nakajo.niigata.jp/gappei/>